

## 災害拠点精神科病院の新規指定について

令和2年4月17日  
健康対策課

## 1 趣 旨

県の災害時における精神科医療体制を充実強化するため、県内1か所目となる災害拠点精神科病院を指定<sup>\*</sup>した。

## 2 指定した医療機関

[名 称] 独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター (院長 山口 博之)

[所在地] 東広島市黒瀬町南方 92 番地

[病床数] 総数 412 床 (精神病床 312 床, 一般病床 100 床)

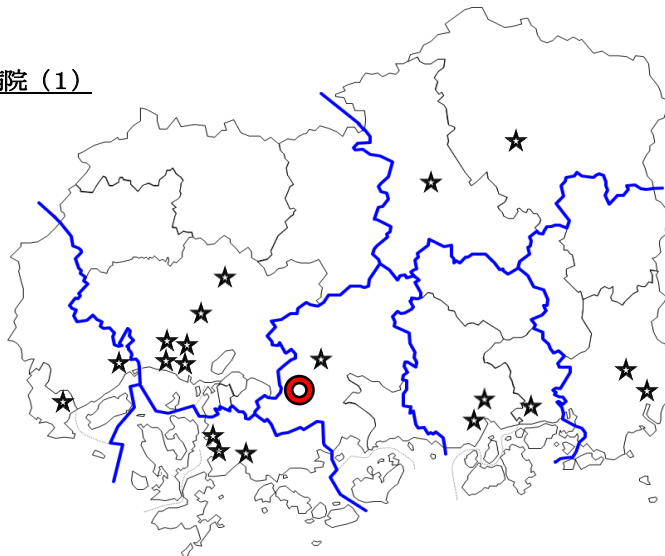
[指定日] 令和2年3月26日

## 3 指定理由

- 第7次医療計画では、災害拠点精神科病院については、国指針（災害時における医療体制の構築に係る指針）において、災害時における精神科医療を提供するうえでの中心的な役割を担うことが求められており、都道府県に少なくとも1か所以上確保されることが望ましいとされている。
- 令和元年6月、災害拠点精神科病院の具体的な指定要件が国から示されたことから、本県においても指定に向けた検討を進めた。
- これまでの検討を踏まえ、地震や浸水被害を受けにくい立地にあり、災害拠点精神科病院の指定要件を具備するとともに、本県の災害時における精神科医療に貢献可能な医療機関を県内で初めて指定したものの。

[災害拠点精神科病院等の配置図]

- 災害拠点精神科病院 (1)
- ★ 災害拠点病院 (19)



## ※ 災害拠点精神科病院

次の機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保すること等により、都道府県において災害時における精神科医療を提供するうえでの中心的な役割を担う病院

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能
- 精神疾患を有する患者の受入れや一時的避難場所としての機能
- 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣機能 等